

5 神栖市生涯学習推進本部設置要項

(設置)

第1条 市における生涯学習施策の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、神栖市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習事業の総合調整に関すること。

(推進本部の構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。ただし、職務の代理は、副本部長の中で副市長の職にある者、教育長の職にある者の順とする。

(推進本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(課長等会議)

第6条 推進本部に生涯学習推進課長等会議(以下「課長等会議」という。)を置く。

(課長等会議の所掌事務)

第7条 課長等会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生涯学習に関する施策の調査及び研究に関すること。
- (2) 生涯学習の効果的な推進及びその普及に関すること。
- (3) 生涯学習に関する各課等との連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(課長等会議の構成)

第8条 課長等会議の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、生涯学習所管課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。
- 5 委員が出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 6 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は、課長等会議を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第10条 課長等会議に必要な応じ、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 推進本部及び課長等会議の庶務は、生涯学習所管課において行う。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び課長等会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(神栖市生涯学習推進連絡会議設置要項の廃止)

2 神栖市生涯学習推進連絡会議設置要項(平成19年神栖市訓令第46号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

市長公室長
総務部長
企画部長
福祉部長
健康増進部長
生活環境部長
都市整備部長
産業経済部長
総合支所長
教育部長

別表第2(第8条関係)

総務課長
政策企画課長
市民協働課長
広報戦略課長
社会福祉課長
障がい福祉課長
こども政策課長
こども家庭課長

長寿介護課長
健康増進課長
保健予防課長
防災安全課長
環境課長
廃棄物対策課長
都市計画課長
農林課長
観光振興課長
企業港湾商工課長
教育総務課長
教育指導課長
文化スポーツ課長
中央図書館長
中央公民館長
矢田部公民館長